

群馬県PFI事業等活用 ガイドラインについて(案)

群馬県総務部総務課

1 目 的

公共施設等の整備に当たって、PFIなど民間活力を活用した事業手法を選択肢のひとつとできるようにするとともに、**事業が適切に執行できるようにするため、実務担当者向けの手引書を策定するもの**

2 ガイドラインの特徴

- (1) PFIを含めた、**幅広いPPP(公民協働)の事業手法**について説明
- (2) 民間事業者の**提案に対する対応**を規定(PFI法改正(H23.6月)への対応)
- (3) PFI部会の設置等**庁内の推進体制**について規定

3 ガイドラインの構成

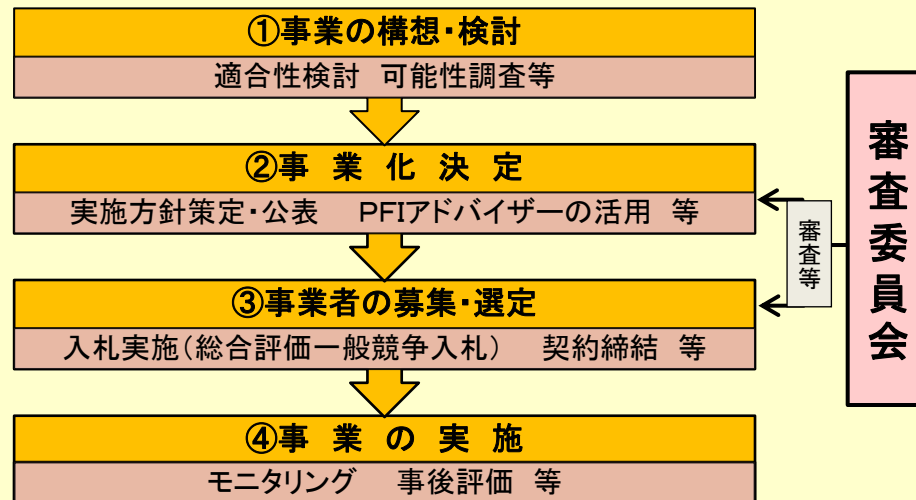
■第1章 PPP(公民協働)による公共施設等の整備運営の考え方

- ①様々な公民協働手法の解説
- ②基本構想の段階における適合性の検討

■第2章 PFIの仕組み

- ①対象施設、特徴、事業スキーム、事業類型や推進体制
- ②PFI導入の判断基準として、VFM(Value for Money)による定量的評価及び定性的評価の実施

■第3章 PFI事業のプロセス

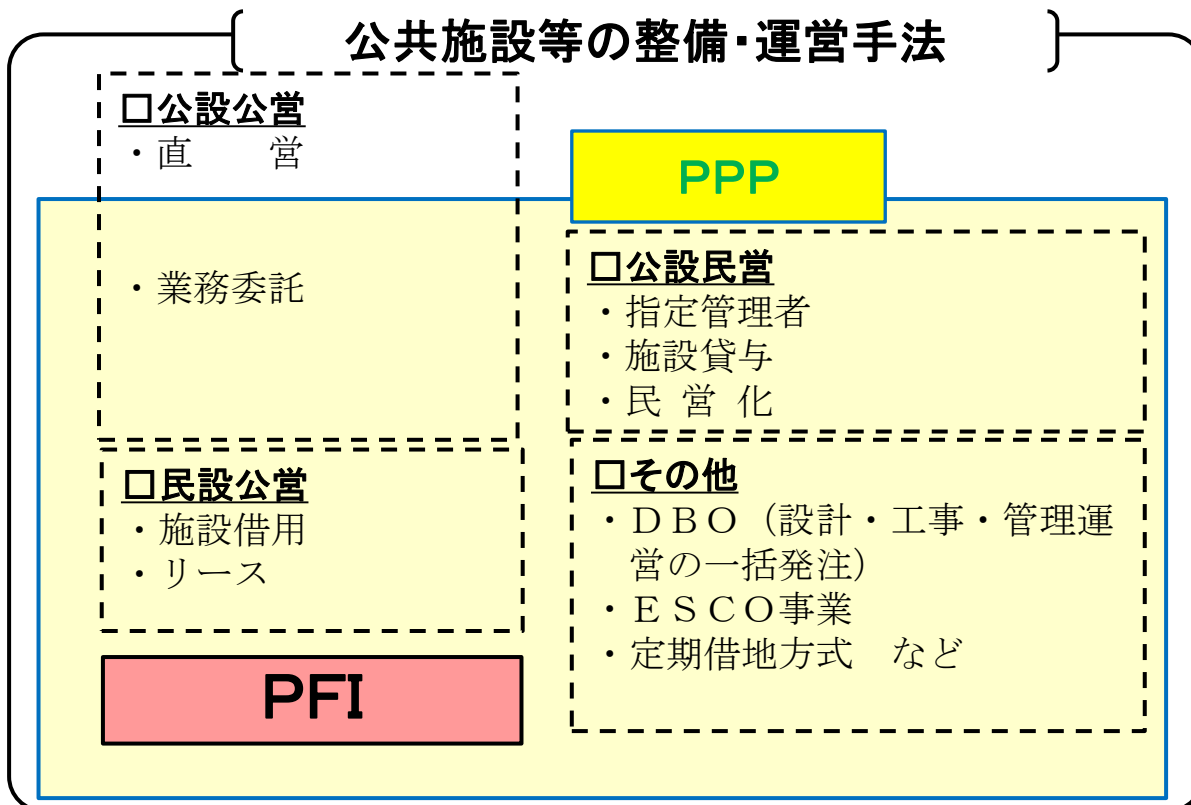


PPP (Public Private Partnership) とは

(1) PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携) とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。

(2) PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等が含まれる。

PPPの概念図



上毛学舎

PPP手法による建替を計画



生涯学習センター

ESCO事業による省エネ改修を実施

PFI (Private Finance Initiative) とは

○公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

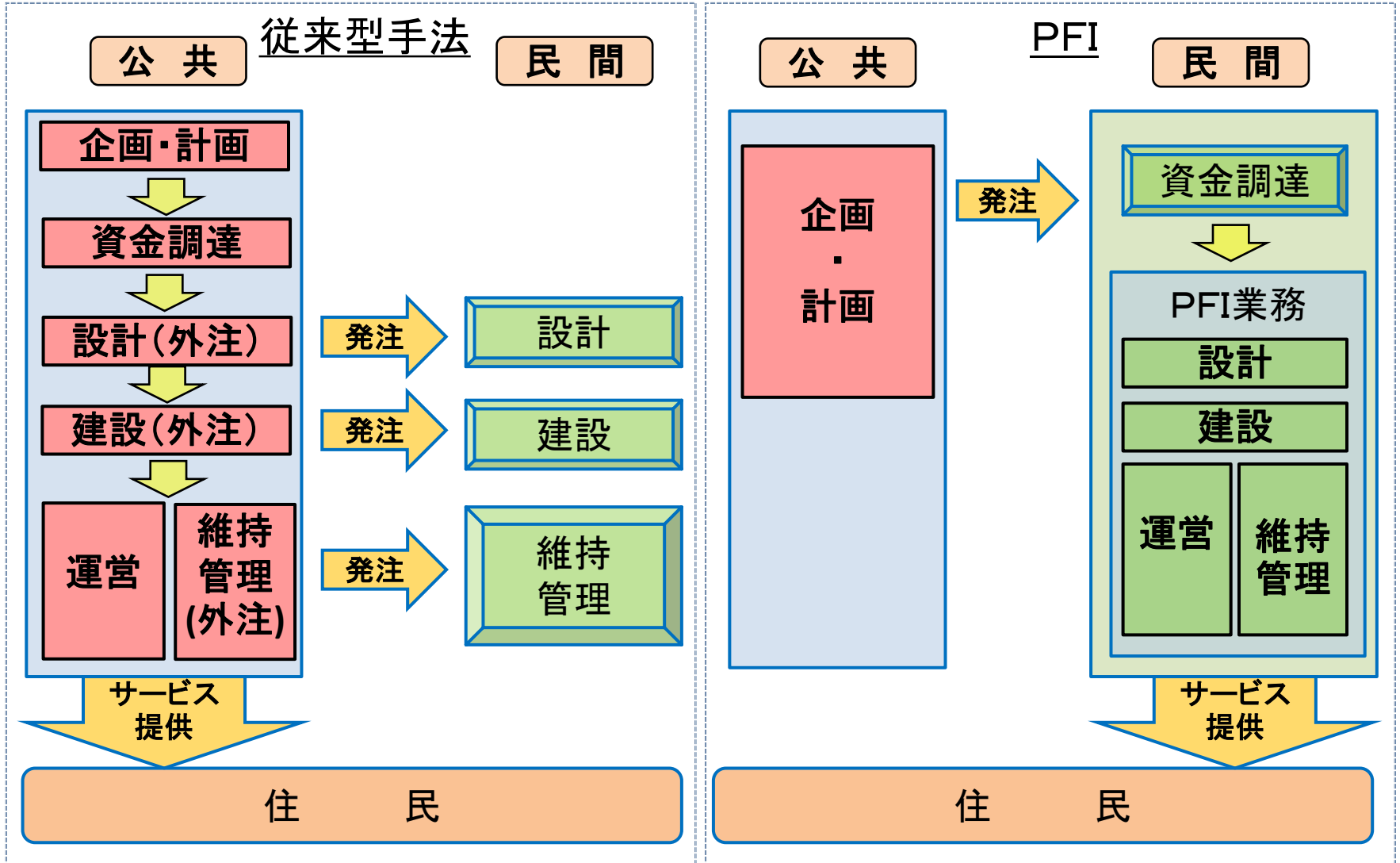
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき実施

<PFIに期待される効果>

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

一括発注・長期契約

従来型の公共事業においては、設計・建設・維持管理・運営について、それぞれを公共(個別に委託)が行ってきましたが、PFIでは、一括かつ長期でPFI事業者任せます。



VFM (Value For Money) とは

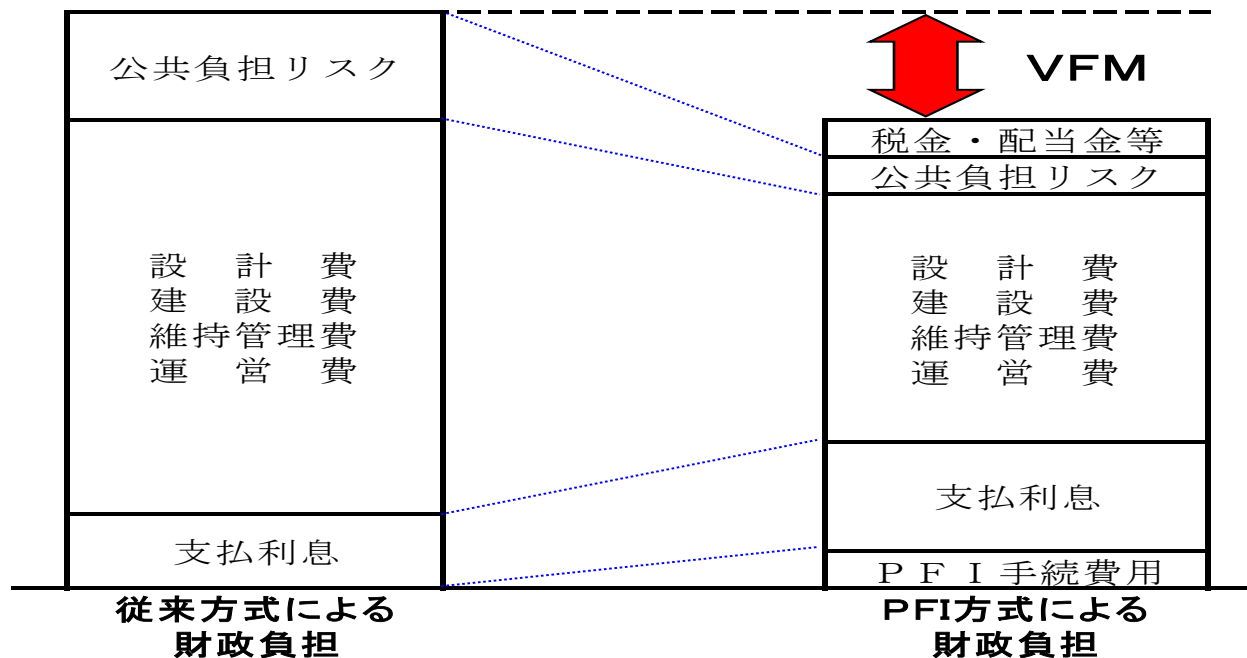
PFIを導入するか否かは、従来型手法とPFIのどちらが効率的かつ効果的に公共施設等の整備等をできるのかと観点から判断します。VFMは、「県民が支払うお金(主に税金)に対して、最も価値の高いサービスを提供する」という考え方で、次の評価を実施します。

(1)同一サービスの水準の下での公的財政負担の縮減

従来方式(従来型の公共事業)による財政負担よりも同等のサービスをより安く調達

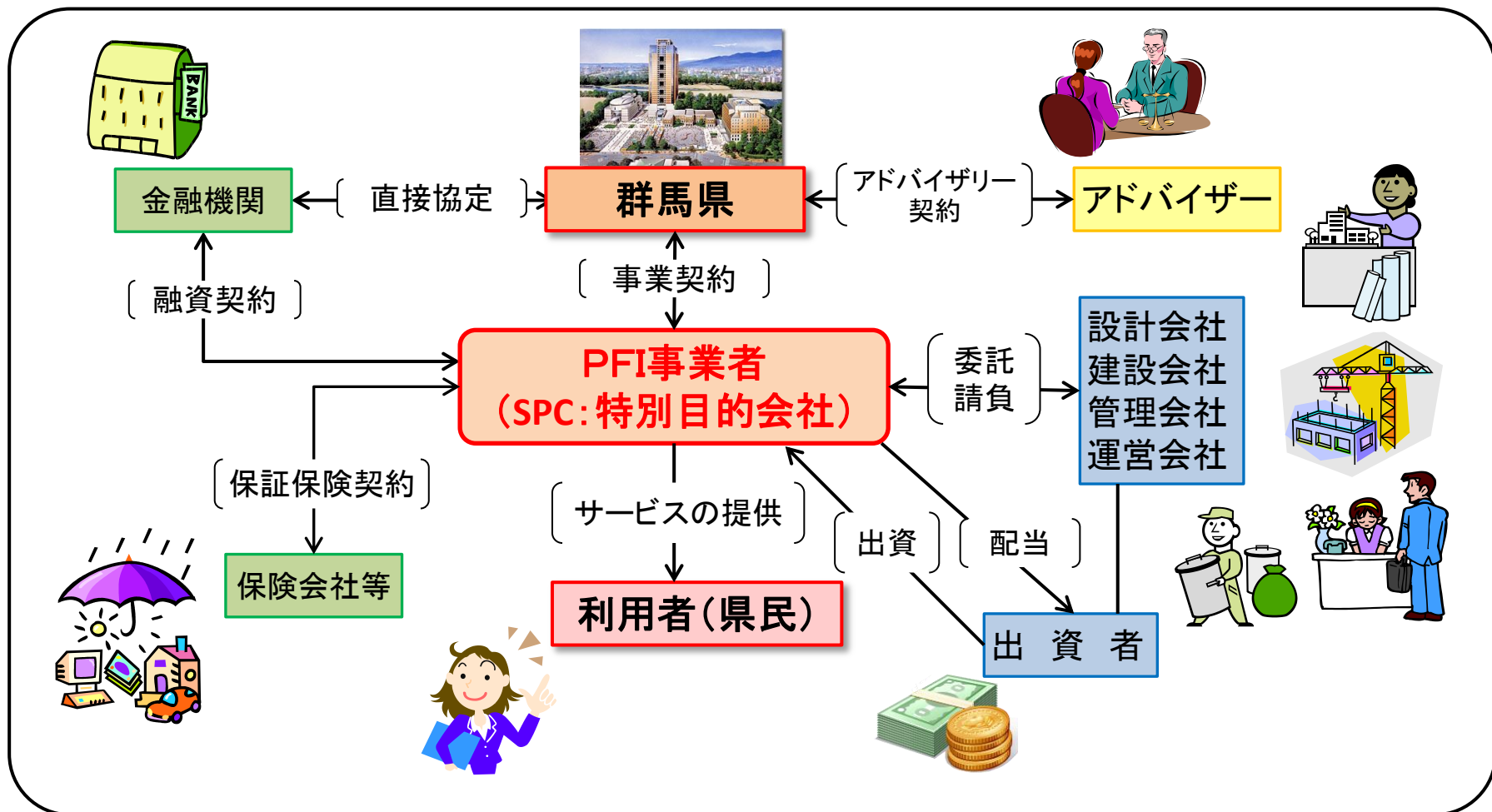
(2)同一負担水準での下での公共サービス水準の向上

従来方式(従来型の公共事業)と同程度の財政負担で、多くのサービスや質の高いサービスを提供できること



PFI事業のスキーム

SPCという独立した企業を設立し、PFI事業以外のリスクがSPCに及ばない仕組みをつくり、コンソーシアムに参加している企業等と工事請負契約や維持管理・運営委託契約を結び、PFI事業を遂行します。



PFIの主な事業類型（施設の所有形態による分類）

地方自治体のPFI事業（278件）のうち、BTO方式が約75%（210件）と大多数を占める。

● BTO方式 [Build-Transfer-Operate方式]

〔設計・建設時〕



選定事業者が施設を設計・建築し、完工後に公共部門に譲渡



〔運営・維持管理時〕



選定事業者が運営し、公共サービスを提供



〔事業終了時〕



選定事業者の事業満了後、施設の所有権に変化なし

● BOT方式 [Build-Operate-Transfer方式]

〔設計・建設時〕



選定事業者が施設を設計・建築し、



〔運営・維持管理時〕



選定事業者が施設を所有したまま、公共サービスを提供



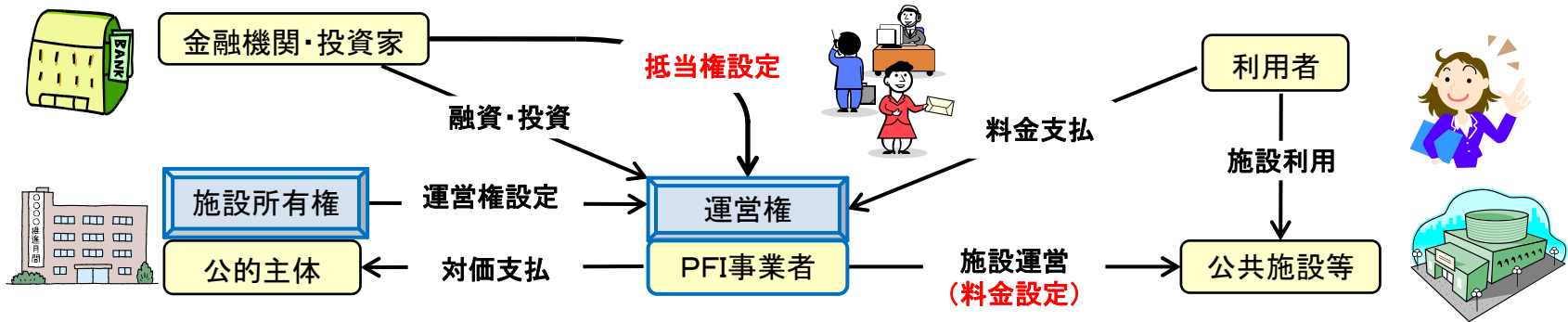
〔事業終了時〕



事業満了後、施設を公共部門に譲渡

公共施設等運営権(概要)

平成23年度の法律改正により、コンセッション方式が導入されました。公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の利用料金の徴収を含む運営権を民間事業者を設定する方式で、既存の施設においても新設の施設においても設定が可能です。



公共施設等運営権のメリット

公的主体

- 事業者から対価を徴収することにより、**施設収入の早期回収を実現**
- 事業収支及びマーケットリスクが公的主体から事業者へ移転

事業者

- 運営権を独立した財産権**とすることで、**抵当権の設定等が可能となり、資金調達が円滑化**
- 自由度の高い事業運営が可能**
- 運営権の取得に要した費用は減価償却が可能

金融機関 ・投資家

- 運営権への**抵当権設定が可能となり、金融機関の担保が安定化**
- 運営権が譲渡可能となり、**投資家の投資リスクが低下**

施設利用者

- 事業者による自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズを反映した**質の高い公共サービスが提供**

PFI事業推進体制

